

平成28年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者応募に係る募集要項について (2) 茅ヶ崎市老人憩の家の指定管理者応募に係る募集要項について (3) その他
日時	平成28年9月27日(火) 午後2時00分 開会 午後3時30分 閉会
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・池澤龍三委員・池内忠弘委員 (臨時委員) 田中敏博委員 事務局10名 秋元企画部長、青柳行政改革担当課長、森岡副主査、足立副主査、 渡邊主任 〈関係課：高齢福祉介護課〉 朝日保健福祉部長、重田高齢福祉介護課長、渡邊担当主査、 工藤主査、木内主事
資料	平成28年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第 【資料1】茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者募集要項(案) 【資料2】茅ヶ崎市老人憩の家しおさい南湖指定管理者募集要項(案) 【資料3】茅ヶ崎市老人憩の家萩園いこいの里指定管理者募集要項(案) 【資料4】茅ヶ崎市老人憩の家皆楽荘指定管理者募集要項(案) 参考資料一式(①～⑤)
会議の公開・非公開	非公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。(茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号)

(開会)

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。皆様、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。平成28年度第5

回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、企画経営課行政改革担当課長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして企画部長よりご挨拶申し上げます。

(事務局) (秋元企画部長)

皆様、こんにちは。企画部長の秋元でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、昨日から引き続きの委員の皆様には、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日の議題につきましては、次第のとおり「茅ヶ崎市老人福祉センター」と「茅ヶ崎市老人憩の家」の指定管理者応募に係る募集要項について、ご審議をしていただくこととなっております。委員の皆様におかれましては、専門的な見地から様々なご意見をいただくことができると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

企画部長におかれましては、公務のため、途中退席とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在5名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

それではまず、議題に入ります前に委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会の委員名簿につきましては、本日机上に配布させていただいておりますとおり、全部で4名となります。また、今回の議題であります茅ヶ崎市老人福祉センター及び茅ヶ崎市老人憩の家の指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

本来、市長から委嘱状を交付させていただくところではありますが、本日所要のため欠席でございます。企画部長より委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

【企画部長より委嘱状授与】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは、臨時委員の田中様より一言ご挨拶よろしくお願いいたします。

【田中委員あいさつ】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。

続きまして、本日まで出席いただいております委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

【委員及び事務局職員紹介】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をお願いいたします。

【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

また、議題に入ります前に本委員会の公開・非公開について、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市老人福祉センター」及び「茅ヶ崎市老人憩の家」の募集要項に関する議論であり、市の内部情報にあたるため、非公開とさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

はい。よろしくをお願いいたします。それでは、引き続き第5回委員会を進めさせていただきます。最初に議事録署名人を指名させていただきます。審議会の長と、審議会の長が指名した委員1人が署名するというのでございますので、名簿順で池内委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(池内委員)

はい。

(藏田委員長)

それでは、池内委員をお願いするというのでよろしくをお願いいたします。それでは議

題に入っていきたいと思います。はじめに議題1「茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者応募に係る募集要項について」、事務局から説明をお願いいたします。

議題1「茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者応募に係る募集要項について」

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

それでは、高齢福祉介護課の渡邊よりご説明いたします。資料の説明に入る前に老人福祉センターと老人憩の家について、簡単にご説明いたします。

主に60歳以上の高齢者が、レクレーションや老人クラブの会合などに気軽に利用できるための施設として、茅ヶ崎市内において、老人福祉センターが1施設、老人憩の家が4施設ございます。

各施設の詳細については、後ほど説明いたしますが、基本的な業務としては、和室や会議室等の部屋の貸し出し業務と施設の維持管理業務となっております。

また、茅ヶ崎市老人福祉センター条例及び茅ヶ崎市老人憩の家条例に基づき、60歳以上の高齢者の利用は無料となっているため、各施設における利用料金の収入については、ほとんど見込むことができない状況となっております。

なお、老人憩の家4施設のうち、浜須賀会館については非公募にて選定をする予定となっております。そのため、老人憩の家については、皆楽荘、萩園いこいの里、しおさい南湖の3施設の新たな指定管理者について公募にて募集をいたします。

それでは、これより老人福祉センターの募集要項の説明をいたします。恐れ入りますが、「資料1 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者募集要項」の2ページをご覧ください。

2「設置目的」については、「茅ヶ崎市老人福祉センター条例」に基づき、老人の教養の向上及び心身の健康増進を図ることとしております。

3「施設の概要」については、(1)開館は昭和58年となっており、(2)所在地は、茅ヶ崎市新栄町13-44、(3)施設規模は6階建農協ビル3階の一部を賃借しており、(4)延べ床面積は591㎡でございます。(5)施設内容としては、大広間・和室・会議室等の貸し出しを行っており、特徴としては、フリースペースにヘルストロンを設置し、ご利用いただいております。

なお、平成17年度より指定管理者制度を導入しており、現在は社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会による管理を行っておりますが、前回の指定管理期間においては、企業組合労協センター事業団による管理を行っておりました。

現在の指定管理者である社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会については、指定管理者として2期目ということもあり、部屋の貸し出し業務や施設の維持管理業務、また、自主

事業等においても安定した運営を行っていただいております。

続きまして、4「開館時間及び休館日」については、「茅ヶ崎市老人福祉センター条例」に基づく部分を記載しております。

5「指定管理者が行う業務」については、(1)「施設の運営に関する業務」から、(4)「その他の業務」までの4項目としており、詳細につきましては、別紙2「茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者管理運営の基準」でお示ししております。

続いて3ページの、6「指定予定期間」については、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間としております。

7「経費に関する事項」については、(2)「指定管理料の額」として、4年間の上限額と各年度における上限額を記載しております。続いて4ページ(4)「利用料金」としては、先ほどご説明いたしましたが、60歳以上の高齢者の利用は無料となっているため、利用料金の収入については、ほとんど見込むことができない状況となっております。

(6)「施設等の修繕費の負担区分」としては、軽微な修繕は指定管理者の裁量で行い、1件10万円以上の修繕については、市と協議が必要としております。(7)「管理経費に関する留意事項」については、建物を賃借していることから、賃借料及び保守管理料等については、市が負担することとしております。

続きまして、5ページの、8「指定管理者の募集に関する事項」については、(1)「応募資格」として「ア」から「ケ」までの9項目を記載し、(2)「募集要項の配布」については、期間を10月3日から10月12日までとし、高齢福祉介護課窓口及びホームページ上で配布をいたします。(3)「応募者説明会」については、本募集に応募を希望する場合に参加を必須としており、10月11日までに申し込みをしていただき、10月13日に実施いたします。続きまして、6ページ(4)「質問の受付」については、10月13日から10月18日までとし、回答については、10月21日までを予定しております。(5)「応募書類の提出」については、10月24日から10月28日までとしております。また、「ア 提出書類」については、要項の後ろのページに付属しております。別紙4に様式集がついております。別紙4の各書式については、(ア)申請書のほか、(イ)から(ク)までの事業計画書において、「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に定められている、施設運営に必要な能力を評価する事項から、危機管理や自主事業などの提案を求める事項に関しての様式がございます。

続いて、7ページ(6)「提案を求める事項」について、今回の募集に当たり、施設の設置目的である高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図ること、及び地域の福祉向上につながる独自の自主事業を提案していただきたいと考えております。恐れ入りますが、別紙6「茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者選定審査評価表」をご覧ください。こちらが、今回委員の皆様にご依頼する評価表(案)となっており、先ほど説明いたしま

した、自主事業の提案については、資料の裏面の「7 自主事業について」を、施設独自の評価項目として設定しております。

募集要項にお戻りください。8ページの9「指定管理者の選定及び指定に関する事項」については、応募書類に基づく書類審査、面接審査を行い、書類審査60点満点、面接審査40点満点で合計100点満点の総合評価点といたします。総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も得点の高い者を第1候補者、2番目を次点者として選定いたします。これにより、選定された団体については、本年12月の市議会定例会におきまして、議案として提出を行い、議決後に指定管理者として指定する予定となっております。

以上雑駁ではございますが、募集要項（案）について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（藏田委員長）

ありがとうございます。今説明をいただきました募集要項の内容につきまして、質疑を進めてまいりたいと思います。ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

（山本副委員長）

今ご説明いただきました募集要項（案）に関して、私は以前のこの施設の指定管理に関しても、実際の選定に携わったことがあります。今回の資料を見て感じたことは、以前とほぼ同じではないかということです。前回、前々回の指定管理の募集要項とほとんど変わりがないです。ご説明にもあったように、異なるのは評価表の自主事業についてのところで、（1）～（3）と各項目をしっかりと挙げているくらいです。以前も自主事業については、ないこともなかったもので、ほとんど変わりがなく、ただ数値を入れ替えた程度でこれまでと同じ募集要項で評価も変わらないと思います。

これまで、指定管理に応募できる団体がある程度限られていた中で行って来て、今回は、また違った形でやっという事です。これまで、募集要項をここで練ることをしないで、すでに募集要項はできており、そこから始まっていた。この時点でのこのような会議はなかったので、そういうものかと思っていました。今回は募集要項から、皆さんで取り組んでいきたいと思います。それを踏まえて、募集要項を見たときに、これまでと変わらないのですが、逆に今回どうしてそのようになったのですか。さらにいうと、広くいろいろなところから指定管理をする団体を募集しましょうと変わってきた理由を担当課に真剣に考えてほしかったと思います。

実際に自主事業についてもっと切り込んだ提案がほしいのではないかと、これまでの運営の状況を見ていると思いますが、それだけでなく、老人福祉センターは、かなり老朽化

した建物になっているので、担当課が、この老人福祉センターを維持管理するにあたって問題になっているところとか、こういうところをもっと考えてもらいたいというものを新しく管理してもらうところに、もっといろいろな提案をしてほしいという意気込みが見えるような募集要項（案）になるようもう少し練れなかったのでしょうか。そういうことをこの中に入れることはできないのかと感じましたが他の委員さんはいかがですか。

（藏田委員長）

事務局は、前回のものから今回作るにあたって、検討された経緯などもあるかと思うので、お考えがあればご説明いただければと思います。

（事務局）（高齢福祉介護課 渡邊担当主査）

委員がおっしゃられるように、基本的には前回のを基本としております。大きな理由として2つあります。1つは、先ほどご説明いたしました、現在、ある程度安定した運営を行っていただいているということ、2つ目は、今回、施設の指定管理業務として、主な業務が、部屋の貸館業務と施設の維持管理業務になります。その中で新しい指定管理者が工夫できる部分があるかと、担当課内でも議論した中では、自主事業だと考えています。条例上も、高齢者の教養の向上及び心身の健康増進をはかることとしておりますので、指定管理者の裁量で、地域の福祉につながるような自主事業をより良い案として提案していただきたいというのが、思いとしてあります。大きくはその2点で、基本的には前回のをベースにこのような募集要項を作った次第です。

（山本副委員長）

今4年間指定管理業務をやっていたいただいて、安定した運営をしていただいております問題がないというように受け取れるのですが、今回は募集要項の作成段階なので、本来この先の段階になると、モニタリングや各部屋の利用状況などの資料をいただくのですが、今、部屋の利用稼働率とかそのあたりの状況をお伺いできますか。要は、部屋の利用料はほとんど入らない設定で考えているので、指定管理として年間いくらという費用をかけているわけです。利用しても、しなくても管理料はかかるので、たくさん利用していただいて、より良く市民の皆さんに還元することが1番の目的だと思います。それをきちんと果たせるのかどうか、利用率が上がっているのかどうかについて、いかがでしょうか。

（事務局）（高齢福祉介護課 渡邊担当主査）

利用の状況について説明させていただきます。今回の指定管理期間は平成25年度から28年度までということですので、まだ28年度の実績は出ておりませんが、25～

27年度までの平均値を説明しますと、施設の利用者人数が、3年間の平均で、92,490人で、22～24年度までの平均値は、83,137人ですので、おおよそ9,300人ほど利用者が増えております。稼働率につきましては、メインの貸部屋が大広間で、25～27年度までの平均値が94.2%になっております。一方で22～24年度までの平均値は、82.9%ですので、稼働率としては、上がっているという状況です。

(山本副委員長)

その他の和室や会議室はいかがですか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

和室につきましては、25～27年度までの稼働率が79%で、会議室は、第1会議室から第3会議室まであり、第1会議室につきましては、81.9%、第2会議室は65.4%、第3会議室は73.3%です。一方で、22～24年度については、和室は70.7%、第1会議室は79.4%、第2会議室は62.4%、第3会議室は66.3%です。

(山本副委員長)

全体的には上がっているということですね。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

そのとおりです。全体では上がっている状況です。

(山本副委員長)

わかりました。ありがとうございます。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。

(池澤委員)

少し関係するのですが、おそらくこれからは団塊の世代が2022年～2025年になると75歳を迎えられ、大きくトレンドが変わってくることを踏まえたときに、先ほどの審査の基準にあった、今回、提案に求める事項は自主事業で、評価項目(1)と(2)は明記されていますが、(3)の「自主事業への参加者募集にあたり、幅広く周知はできているか」は、どれほど新規の方を含めて、様々な募集をかけているかということを出プットしてみたいという審査基準だと思います。1つのとっかかりとしてはそのような

ことなのだろうと思います。その辺を先ほど山本委員が意気込みとおっしゃっていましたが、今後、時代が変わってくる中で、条例に基づく老人の教養の向上及び心身の健康増進という堅苦しい表現だけではなく、これから一見様的に利用されるような方がいろいろと出てくると思うので、ある程度固定の方ではなく、情報で知った方が、「ちょっと行ってみようかな」と思うような新しい誘導のようなものをどこで審査基準としてもっていくか。非常に難しいところではありますが、例えば、先ほどの募集要項の提案を求める事項に、「これから新しい時代を迎えるにあたって、新規の利用者の確保等についてどのように考えているかというのを含めて提案してください」と記載しておけば、要するに市としては、これまで見たような形の継続ではなくて、新しい提案も期待しているのだなということが少し一文でも良いので読み取ることが出来れば、提案する側もそこを求めているのだなと意識したうえで、提案用紙に書くと思います。そこが評価されるのだと思えば、新しい提案もされてくると思います。提案してはいけないということではなく、そのようなチャンスを求めているのだなということをしっかりお伝えした方が良いのかなという気がします。幅広く周知ができていくかだけが審査基準だと判断基準が狭いような気がしたので、7ページの提案を求める事項の中にもう少し、1行、2行で構わないので、そのようなことを書き込んだ方が良いのではと思いました。

(藏田委員長)

事務局はいかがですか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

委員のご意見にもありましたように、現在、利用されている方だけでなく、新しい層の方を何とか呼び込みたいというのは、事務局の考えでもありますので、こちらにつきましては、新しい方を呼び込みたいのだという意気込みがわかるよう補足させていただきたいと思います。

(藏田委員長)

この場で具体的にどのような文言に修正するかまで検討した方が良いですか。それとも事務局でそれを踏まえて検討するということで問題ないですか。

(青柳行政改革担当課長)

この場で提示できれば良いのですが、検討させていただいた後に提示をさせていただきます。

(藏田委員長)

それでは、それを踏まえて修正をご検討いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

(池内委員)

参加者をさらに増やしたいというご希望だということでしたが、参加者というのは、何ができるかという情報がなければ、関心を持たないです。それを広報するやり方については、今はおそらくお年寄りが集まるこういうところがあるよと言われて行くというような形が多いのではないかと思います。そうではなくて、もっと積極的に、例えば指定管理者が主体となって、そういったものを開拓するように考えてもらうというようなことをもう少し強く言えば良いのかなと思います。例えば、ホームページを作るというのを、前回も別のことで提案しましたが、この金額でホームページを作るとかなり厳しいのではないかという気がしました。例えば、細かいことになりますが、茅ヶ崎市に住んでいると回覧板が定期的に回っていますので、「こういうところがありますから、ご利用ください」というビラを入れてもらう形だとか、もう少しPRをしても良いのではないかと思います。私は茅ヶ崎市に住んでいて、こういう施設があるというのは、正直、まったく存じ上げませんでした。そのような意味で、知っている人は知っているが、知らない人は全く知らないままになっているということも、頭の中に入れて、活動してもらうようにされたらいかがかと思います。

(藏田委員長)

いかがでしょうか。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

池内委員から、なかなか皆さんがこういう情報を得られないというご指摘がありました。先ほど、渡邊から参加していただくことがメインだという話をさせていただきました。高齢福祉介護課といたしましても、高齢者の方たちが、家の中に居るという形ではなく、出来る限り外に出ていただいて、人との関わりをもってもらい、要はいろいろな人とお話をし、またそこで人とのふれあいがあって、いろいろな関係性ができる、そういうことを目指して、取り組んでいる最中です。その中で、今おっしゃられていたそういう情報をいかに伝えていくかということをして1つの課題として捉えているところです。確かに、このような取り組みをしても知らないということでは、なかなか結果が出ないというところがありますので、広報等につきましては、全体的な話という形になってしまうかもしれませんが、念頭において検討してきたいと思っております。

(蔵田委員長)

今のご指摘について募集要項でいうと2ページ目の「5 指定管理者が行う業務」の「(1) 施設の運営に関する業務」に「ウ 広報に関する業務」を掲げています。それに基づいて具体的な内容としては、管理運営の基準の3ページに「広報に関する業務」と書いてあり、文面は「センターにおける住民サービスの向上、利用促進のため、以下の例を参考に必要な媒体の作成・配布等、積極的かつ効率的に業務を実施することとする」ということで、(ア)～(エ)が書いてあります。具体的な評価項目としては、「5 施設の運営について」で敢えて読み取るとすると(1)「平等利用が図られる方策が提示されているか」と(4)「目標とする利用者数、稼働率が明確に提示されているか」といったところと、(5)「事業等の広報やホームページの管理等について考えが示されているか」というところに一応該当するところがあります。先ほどの池澤委員のご指摘と同じように、市として、そのようなものを取り組んでいくことが政策課題であるとするならば、そういうものの提案を求める旨を何らの様式に書き込むのか、募集要項の提案事項の中に書き込むのかは別にして、そういったものも少し入れたらどうかということですね。

(山本副委員長)

募集要項の提案を求める事項にはっきりと明示してもらった方が良いのかもしれない。

(蔵田委員長)

7ページの(6)「提案を求める事項」には「ア 自主事業について」のみ書いていますが、ここに・・・

(山本副委員長)

ここに、池澤委員がおっしゃっていたことと、広報活動についてを加えるとよいと思います。

もし、できるのなら、様式にそれがきちんと落とし込めるように、ここにそれを落とし込むのだよということが分かるようになっていて良いのかなと思います。広報活動について対応するのが第2号様式その5ですかね。

(蔵田委員長)

第2号様式その5の「施設の運営について」ですね。

(山本副委員長)

広報活動は「その5」ですよ。この様式だと「施設の運営について」で1枚となってい

るだけなので、区切っていただいて、「広報活動について」という項目を評価の表と合わせて追加するとかはどうですか。そうすると必ず挙げてくれるのではないかと思います。

(蔵田委員長)

今のままだと、提案者はこの募集の業務内容を見て、先ほどご説明した施設の運営について書かれているいくつかの事項の1つとして広報が入っていますが、(1)～(6)の事項がある中で他のものに提案の力点をおけば、表裏1枚だとほとんど触れられないということもあると思います。ある程度、特にこれについては、しっかり提案してもらいたいという項目は、例えば、この様式の中に1つは入れておき、それ以外は自由に書いてもらうということもあるかもしれません。ですから、「第2号様式その5」でいえば、広報の部分のこと、新規に対する情報発信のこと、自主事業についても同じように、池澤委員からアドバイスいただいたようなことを踏まえてのこれまでにない新規の、利用者でない方々の参加を促す方法、手法、工夫、事業のようなことを例示として入れてしまうなど、様式の中に必須提案事項として掲げてしまうというのはありだと思います。

(池内委員)

分かりやすいですね。

(山本副委員長)

そうすると、必ず入れてくれると思います。

(蔵田委員長)

そうですね。それなりのボリュームを割いて提案をしてくることはなると思います。

(池内委員)

要項だけ読んでいくと、どこが力点だか分からないです。

(田中委員)

私も特にそこに異論はなくて、大賛成です。結局どのような形でPRしていくのか。利用されている人、あるいは団体は固定化しているそうです。先ほど担当課もいっていた家に居るお年寄りにいかに外に出ていただくか。それは広くPRしていかないと、どのような形にしろ、広報活動を充実させていかないと成り立っていかないと思います。私もセンターの会員をいかに増やしていくか四苦八苦している中で、あらゆる場でPRなり広報させていただいて、会員を引き込むという形で展開していますが、それが提案書の中で具体

的な形で表れれば、私たちも審査がしやすいかなと思います。

(池澤委員)

少し整理すると、評価項目「7 自主事業について」の(3)の幅広く周知ができているかという採点と重複してしまうようなことになってしまっは良くないと思いますので、考え方によっては「7 自主事業について」は、(1)と(2)を重点に審査をするということにして、(3)周知方法については、とってつけたような感じなので、それを「5 施設の運営について」の(5)「事業等の広報やホームページの管理等についての考えが提示されているか」というところと兼ねて採点するとかにした方が、採用する方からするとかぶらないで良いかなという気がします。その方が逆にシンプルで良いのかなという気がします。要は重複して採点されないようにだけしておいた方が良いと思います。

(蔵田委員長)

広報というのは、2つあって、通常の老人福祉センター自体の利用促進をするための施設としての広報と、新たに自主事業として行う実施事業の中で人を集めるための広報と2つあります。今池澤委員がおっしゃったのは、広報の部分は、施設全体の運営の中に一元化してしまった方が、分かりやすいのではないかということですね。

そうすると、先ほど池澤委員がおっしゃっていた新しい自主事業の中でこれまでの固定客でない方々を取り込んでいくというのは、どのように・・・

(池澤委員)

どちらかという、周知方法という道具ではなく、自主事業の中身を提案するという事です。主眼としては、これまでの固定的なものを前提として事業運営するのか、新たな方が来てくれることを敢えて狙うような自主的な経営確保をしていくかが盛り込まれているかということ自主運営の方で審査する、というように分けた方が良いかなという気がします。

評価項目「7 自主事業について」の(3)が周知ではなくて、新たな参加者を得られるような取り組みの工夫がされているかということの中身を評価する方がいいかなと思ったのですが。

(山本副委員長)

幅広く周知というところを消して、新しい取り組みをということですね。

(池澤委員)

新しい取り組みについて、工夫がされているか、アイデアや提案がされているかというのが(3)のイメージではないかなと思いました。

(事務局) (足立副主査)

昨日の市民活動サポートセンターの募集要項を見ていただくと、広報について特出しされているので、それを参考にしながら、所管課と協議して修正したいと思います。

(蔵田委員長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

私から、経費の部分のことですが、基本的には評価項目の中に金額評価はないですよ。確認ですが、基本的な会館の利用については、60歳以上は無料です。経費削減には2つあって、1つはコスト削減、いかに省エネするかということを含めて節約する、もう1つは自主事業でお金をとるということですが、それについては考え得るのでしょうか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

管理運営の基準にも記載していますが、基本的に実費程度のものでしたら自主事業としてとれるということにしております。委員長がおっしゃるように収益が目的というとその辺りは難しいと思っております。

(蔵田委員長)

分かりました。そうであれば、特に経費の縮減のところでみていくということですね。矛盾するかなと思うのが、金額評価がない中で、経費の縮減の提案を仮にされていたとして、金額自体は変わらないですよ。変な質問で恐縮ですが、それは、どのように評価したら良いのですか。経費削減については、このように積極的に取り組みますと書いていただいて評価しますが、実際には、最終的な契約金額と連動したものにはならないですよ。

(山本副委員長)

連動するのだとしたら、逆にこれは上限と表示しているので、うちはこれだけ経費削減するので、上限ではなくて何割で受けますという提案をしていただくという感じですか。

(蔵田委員長)

ということは、金額評価は含まれるのですか。金額評価が入るのか入らないのかということ

ころで、元々これには評価項目としてないので、というところから出発しているのですが。

(事務局) (足立副主査)

評価項目「3 収支計画について」の(2)で、経費の縮減を図る提案とあり、募集要項に提示しているのは、あくまで上限ですので、これより低い金額を提示してきたということは、高い評価になります。安価で出してきた方が、指定管理者の候補者になった場合には、出してきた金額をベースに協定を締結することとなります。

(蔵田委員長)

一応、縮減の提案があって金額を下げたところについては、金額は評価しないけれども、評価項目の「3 収支計画について」の中の評価として拾うということですね。

(事務局) (足立副主査)

そのとおりです。

(蔵田委員長)

評価表の作り方についてですが、評価の視点ごとに0点から5点までということで点数を振っていますが、このような振り方の1番の問題点として、例えば、評価項目の「6 危機管理について」は項目が多いです。先ほどの評価するポイントに対して、具体的に比重を、要は政策目的に向けてより適合した提案をしてくれた事業者を高く評価するというのが、市民にとっても望ましい方法だとすると、项目的にもし重みをもつのだとすれば、先ほどの運営の広報の部分に入れるのであれば、「5 施設の運営について」や「7 自主事業について」というところの項目自体を増やしておかないと、そこに良い提案をしても、結果あまり差がつかないということになってしまいます。全て同じ数にする必要はないと思いますが、少なくとも「6 危機管理について」が多いというのと、「7 自主事業について」は、もう2、3項目入れても良いくらいの評価なのかなと思います。先ほど渡邊さんをご指摘されたように、ある程度安定的な運営がされているのであれば、定型的な業務部分については、ある程度ノウハウがあるところであれば、もしくは、これまでの実績を基に担当課のガバナンスが効いていて、ある程度上手くいくのであれば、よりその提案で良い提案をしてくれたところを評価するような形にもっていった方が良いのかなと思います。

(事務局) (足立副主査)

児童クラブの時も、重み付けを明らかにして、重みがあまりないところに関しては、評

価の視点について、2つ3つを一括りに繋げた事例もありますので、所管課と協議をして、上手くバランスがとれるようにしたいと思います。

(蔵田委員長)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、いろいろ多岐にわたる意見が出ましたので、事務局でとりまとめていただいて修正をいただければと思います。よろしくをお願いします。それでは、議題2に移りたいと思います。議題2「茅ヶ崎市老人憩の家の指定管理者応募に係る募集要項について」、事務局よりご説明をお願いします。

議題2「茅ヶ崎市老人憩の家の指定管理者応募に係る募集要項について」

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

それでは、老人憩の家の募集要項の説明をいたします。

なお、はじめに各施設の概要についてそれぞれ説明をいたしまして、共通した項目については、資料2「茅ヶ崎市老人憩の家しおさい南湖指定管理者募集要項」を代表として説明させていただきます。

老人憩の家しおさい南湖についてご説明いたしますので、資料2「茅ヶ崎市老人憩の家しおさい南湖指定管理者募集要項(案)」の2ページをご覧ください。

2「設置目的」については、「茅ヶ崎市老人憩の家条例」に基づき、老人の教養の向上及び心身の健康増進を図ることとしております。

3「施設の概要」については、(1)平成22年の開館となっており、(2)所在地は南湖6-15-13、(3)施設規模は木造1階建て、(5)延べ床面積は459㎡でございます。(6)施設内容としては、大広間の貸し出しを行っており、特徴としては、畳スペースやエントランスホール等をフリースペースとして、ご利用いただいております。(7)併設施設については、児童クラブや地区ボランティアセンターを併設しております。

なお、平成22年度より指定管理者制度を導入しており、導入時より現在の南湖会館管理運営委員会による管理を行っております。現在においても、部屋の貸し出し業務や施設の維持管理業務、また、自主事業等においても安定した運営を行っていただいております。

続きまして、老人憩の家萩園いこいの里についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料3「茅ヶ崎市老人憩の家萩園いこいの里指定管理者募集要項(案)」の2ページをご覧ください。

3「施設の概要」については、(1)平成13年の開館となっており、(2)所在地は萩園1215-4、(3)施設規模は鉄筋コンクリート造3階建て、(5)延べ床面積は

907㎡でございます。(6)施設内容としては、大広間・和室・会議室・ふれあいルーム等の貸し出しを行っており、特徴としては、娯楽スペース等をフリースペースとして、ご利用いただいております。(7)併設施設については、通所介護施設としての萩園ケアセンターや萩園市民窓口センターを併設しております。

なお、平成18年度より指定管理者制度を導入しており、導入時より現在の社会福祉法人翔の会による管理を行っております。現在においても、部屋の貸し出し業務や施設の維持管理業務、また、自主事業等においても安定した運営を行っていただいております。大雨等の災害時に、地域住民のための避難施設などとして指定管理者にご協力を頂いております。

続きまして、老人憩の家皆楽荘についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料4「茅ヶ崎市老人憩の家皆楽荘指定管理者募集要項(案)」の2ページをご覧ください。

3「施設の概要」については、(1)昭和54年の開館となっており、(2)所在地は堤1928-1、(3)施設規模は鉄骨造1階建て、(5)延べ床面積は340㎡でございます。(6)施設内容としては、大広間・和室等の貸し出しを行っており、特徴としては、多目的室やヘルストロンを設置し、ご利用いただいております。(7)併設施設については、地区ボランティアセンターを併設しております。

なお、平成18年度より指定管理者制度を導入しており、前々回より現在の小出地区コミュニティセンター管理運営委員会による管理を行っております。現在においても、部屋の貸し出し業務や施設の維持管理業務、また、自主事業等においても安定した運営を行っていただいております。

それでは、恐れ入りますが、先ほどの資料2「茅ヶ崎市老人憩の家しおさい南湖指定管理者募集要項(案)」の2ページにお戻りください。

4「開館時間及び休館日」については、「茅ヶ崎市老人憩の家条例」に基づく部分を記載しております。

3ページの、5「指定管理者が行う業務」については、(1)「施設の運営に関する業務」から(4)「その他の業務」までの4項目をとしており、詳細につきましては、別紙2「茅ヶ崎市老人憩の家しおさい南湖指定管理者管理運営の基準」でお示ししております。

6「指定予定期間」については、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間としております。

7「経費に関する事項」については、4ページの(2)「指定管理料の額」として、4年間の上限額と各年度における上限額を記載しております。(4)「利用料金」としては、先ほどご説明いたしましたが、60歳以上の高齢者の利用は無料となっているため、利用料金の収入については、ほとんど見込むことができない状況となっております。

(6) 「施設等の修繕費の負担区分」としては、軽微な修繕は指定管理者の裁量で行い、1件10万円以上の修繕については、市と協議が必要としております。

続いて、8「指定管理者の募集に関する事項」については、先ほどの老人福祉センターと同じ内容になりますが、(1)「応募資格」として「ア」から「ケ」までの9項目を記載し、5ページの(2)「募集要項の配布」については、期間を10月3日から10月12日までとし、高齢福祉介護課窓口及びホームページ上で配布をいたします。(3)「応募者説明会」については、本募集に応募を希望する場合に参加を必須としており、10月11日までに申し込みをしていただき、10月13日に実施いたします。続いて6ページ、(4)「質問の受付」については、10月13日から10月18日までとし、回答については、10月21日までを予定しております。(5)「応募書類の提出」については、10月24日から10月28日までとしております。また、「ア 提出書類」については、要項の後ろのページに付属しております、別紙4に様式集がついております。別紙4の各書式については、(ア)申請書のほか、(イ)から(ク)までの事業計画書において、「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に定められている、施設運営に必要な能力を評価する事項から、危機管理や自主事業などの提案を求める事項に関しての様式がございます。

続いて7ページ(6)「提案を求める事項」についても、老人福祉センターと同じく、今回の募集に当たり、施設の設置目的である高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図ること及び地域の福祉向上につながる独自の自主事業を提案していただきたいと考えております。恐れ入りますが、別紙6「茅ヶ崎市老人憩の家しおさい南湖指定管理者選定審査評価表」をご覧ください。こちらが、今回委員の皆様へ評価をお願いする評価表(案)となっており、先ほど説明いたしました、自主事業の提案については、資料の裏面の「7 自主事業について」、施設独自の評価項目として設定しております。

募集要項にお戻りいただきまして、8ページの、9「指定管理者の選定及び指定に関する事項」についても、老人福祉センターと同じく、応募書類に基づく書類審査、面接審査を行い、書類審査60点満点、面接審査40点満点で合計100点満点の総合評価点といたします。総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も得点の高い者を第1候補者、2番目を次点者として選定いたします。これにより、選定された団体については、本年12月の市議会定例会におきまして、議案として提出を行い、議決後に指定管理者として指定する予定となっております。

以上雑駁ではございますが、募集要項(案)について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございます。老人憩の家しおさい南湖、萩園いこいの里、皆楽荘、3つについての募集要項のご説明いただきました。ご意見、ご質問ありましたら、よろしく願いいたします。

(山本副委員長)

先ほどとほぼ同じになってしまうと思いますが、基本的に所管課で一番力を入れて示してほしいところ、この点について変えていきたいのだというところはどこになりますか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

先ほどの老人福祉センターと同じく、自主事業等でより良い提案をしていただきたいたいというのは同じ考えです。先ほどご審議いただきました老人福祉センターと同じく、評価の項目や文言の修正につきましては、企画経営課と協議いたしまして、今後修正したいと考えております。

(山本副委員長)

ありがとうございます。実際の利用状況を教えていただければと思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

「しおさい南湖」について説明させていただきます。利用者につきましては、25～27年度の平均値が16,914人です。一方で、22～24年度までの平均が、14,215人で、おおよそ2,700人増えております。理由といたしましては、しおさい南湖が平成22年からの開設ですので、当初からどんどん人数は上がってきているのではないかという分析でございます。続きまして利用状況について、稼働率ですが、大広間がA・B・Cに分かれておりまして、大広間Aが55.5%、大広間Bが26.6%、大広間Cが122.5%です。大広間Cの100%を超えている理由といたしましては、団体としてカウントしていることがあり、100%を超えている状況です。一方で、22～24年度までの状況ですが、大広間Aが54.3%、大広間Bが30.1%、大広間Cが63.4%です。

続きまして、「萩園いこいの里」について説明いたします。利用者につきましては、25～27年度の平均値は、14,205人です。一方で22～24年度までの平均値が14,942人でおおよそ700人減少しています。稼働率は25～27年度については、大広間が78.4%、会議室は30.6%、和室は23.5%です。22～24年度は、大広間が76.2%、会議室が31.2%、和室が24.7%です。

続きまして「皆楽荘」について説明いたします。利用者につきましては、25～27年度の平均値が13,474人です。一方で、22～24年度は13,359人で、約100人増えている状況です。利用状況、稼働率ですが、25～27年度については、大広間が84.6%、和室が28.7%です。一方で、22～24年度については、大広間が80.8%、和室が、33.4%です。以上です。

(蔵田委員長)

他にございますでしょうか。

(池澤委員)

これは、意見というよりは質問ですが、施設の修繕の負担区分等でいろいろと議論されることかと思いますが、3館を並べて見たときに、最後の「皆楽荘」だけが、旧耐震基準で造られていて古いような気がするのですが、規模的にいって、耐震化率促進法の対象になっていないかと思いますが、耐震性等は大丈夫ですか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

耐震診断をいたしまして、鉄骨造で平屋建てということもありまして、0.6以上は出ているという確認は取れております。

(池澤委員)

旧耐震であるということは、施設が元々古いということなので、バリアフリー構造など機能面も含めて、機能改善というのは、中身だけでなく施設の改善のようなことが今後必要、あるいは、下手をするとお金がかかってくる可能性も出てくるのかなど、運営側からすると非常に悩ましい課題になってくると思います。特に今回の審査基準で求めるものではないとしても、今後サービスを展開する時に施設の維持管理等の提案をしても、かなり市がてこ入れをしてあげないと、抜本的な改修工事を伴うようなものは非常に難しいです。先ほどの延長になりますが、高齢者にたくさん利用して欲しいと言えは言うほど、今度はトイレ周り、水回りを整備しないと、あるいは段差、和室は昔、良しとされていたのですが、結局段差が少しあつたりすると車いすの方にとっては使いづらいとか、松葉杖の方は利用しづらいとか、齟齬をきたしているところもあろうかと思いますが。施設管理の意味では、改善等も積極的に10万円以上の工事になってくると思いますので、事業者と連携して、今後、改善等心がけていかれてはどうかと思います。利用率を上げるというのは、単に中身だけでなく、建物のあり方もしっかりと変えていかないと利用率は一方的に上がることはないと思います。今回、募集要項は先ほどの延長線なので、特にはあり

ませんが、そういった提案を市と指定管理者で今後、いろいろと協議をした後、提案されていくと良いかなと思います。協働で展開していくと良いのかなと思いますので、ぜひ頑張ってください。

(蔵田委員長)

モニタリングで現指定管理者からそのようなご要望とか苦情は挙がっていますか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

モニタリングを年に4回実施しておりまして、その中で例えば、利用者の方からこういうところを改善して欲しいという意見が出たりですとか、保守点検等も行っておりますので、このような部分が、もうそろそろ修繕が必要になってきますとか、市としても状況を把握しています。現状10万円以上は指定管理者ではなく、市の負担と原則はしておりますが、現在の指定管理者も裁量の中で、金銭的に余裕があるというのが条件ですが、10万円以上の修繕につきましても、積極的に取り組んでいただいているところもあります。現在はそのような状況です。

先ほど、池澤委員からトイレのバリアフリー等のご意見がありましたが、前回の指定管理期間にトイレにつきましても、和式であったものを洋式に替えたり、そのような大きな100万円を超えるような工事につきましても、指定管理者にお願いすることは難しい話ですので、そのようなところはモニタリング等で状況を把握した中で、早めに対応できるものにつきましても、予算取りをさせていただきまして、実施しているという状況です。

(蔵田委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(田中委員)

私の希望ですが、先ほどの「老人福祉センター」を含めて市内4か所、それぞれ地域に根ざした中で管理運営をされていて、現在の指定管理者もいろいろとご苦労されていると思います。そのような中で、いかに地域特性や地域の特色を活かした運営がされているのかといったことも見てみたいような気がします。それが如実に出てくるのが、自主事業だと思います。例えば、地域の特性なり、特色をバックにした中で、それを活かした自主事業が展開されているかどうか、その辺りの判断が出来れば良いかなという気がしています。皆楽荘は小出ですし、後は萩園、南湖ですが、それぞれ住んでいる方々の特性も違うと思います。そういう中でいろいろなニーズもあるかと思いますが、その辺りの意見をくんだ自主事業が展開されるのかどうか、個人としては見てみたい気がします。

(藏田委員長)

事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

先ほども「老人福祉センター」で募集要項をこれから変更させていただく旨の説明をさせていただきましたが、今後、事業者に対する説明会を予定しておりますので、その中でこのことについては、我々としても新しい提案を求めたいという強い思いもありますので、説明会でも事業者に対して、ここについては重点的に説明していきたいと考えております。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。

(山本副委員長)

「老人憩の家」に対して、貸室という形ですが、実際に60歳以上の高齢者は料金を取りませんが、それ以外の方でも利用は可能ですか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

営利目的でなければ、利用は可能です。

(山本副委員長)

実際に60歳以上ではない方で、利用していた実績はありますか。

(事務局)

数件あります。

(山本副委員長)

その辺りのPRがあまりなされていないのかなと思います。特に稼働率も部屋によってバラつきがありますよね。建物自体の開館時間が夜の9時までありますが、高齢者は夜の9時まで使うことはまずないですし、夜の稼働率が低いと思います。せっかくの建物なので、基本は高齢者に利用していただくのが優先ですが、できれば空いている時間を積極的に利用してもらうような提案をしてもらえそうな形にするのもどうかなと思います。

「しおさい南湖」などは、大広間Bはずっと3割にいかないですよ。他のところについても、和室は高齢者が正座することが不便だからということでお使いにならないようです

が、日中でも子育てしている赤ちゃんがいるお母さんたちのサークルなら、和室の方が子どもたちが這ってもよいからと利用していただくことも出来ると思います。老人憩の家だけれど、実際には他に児童クラブを併設しているところや、いろいろな施設と併設しているところがあるので、それこそ、老人と赤ちゃんと一緒に利用できるような形で考えるというような使い方も、もう少し積極的に考えても良いのではないかと思います。

(藏田委員長)

その辺りも広報の視点なり運営の考え方として、現状、安定的に運用はされているものの、課題なしとは言えないと思うので、その課題が何なのかが次のステップですね。改めて指定管理者を選ぶにあたって、そのようなところの考え方なり目標なり、方法といったものを提案していただいて、民間の知恵を活用してそれをしっかりとモニタリングしていく中で、市の施策を実現していくことが重要だと思います。役所の縦割りも含めて、有効活用という意味において、上手く連携していただいて、池澤委員もおっしゃったように、指定管理者とも連携をしながら、上手く進めていただければ良いかなと思います。他にいかがでしょうか。

(池内委員)

運営する際に、指定管理者は決められたことをきちんと守っていただければそれでいいということで、現実には変えなくても良い訳ですが、もっと稼働率を上げてもらうには、市の側からこういうことがあるのではないかと我々の意見も含めて、アドバイスすることはできないのですか。指定管理者と市との協定の中でどのように扱われるのかよく分かりませんが、例えば、山本委員がおっしゃったように、例えば夜が結構空いてますよね。予約状況を見てもほとんど空いているし、埋まっているところがあっても夜は必ず空いているという状況です。もっと効率的に使ってもらう。特に夜の部は、サラリーマンが仕事が終わってから使えるというメリットがあるので、それも1つの広報の中で取り入れて集客していくことも考えられないのかなと思います。そうすると市から、アドバイスや情報を出してあげるのも良いのではないかなという気がします。

(藏田委員長)

それについてはいかがですか。募集にあたっての情報提供の範囲ということにも絡むと思いますが、先ほど山本委員の利用状況の質問に対して、モニタリングの報告書ではこのように書いてありますと読み上げていただきましたが、あらかじめ提示していただいていたら、それに対する提案もあると思います。その中でも特に課題になっている、ここは何かテコ入れしたいというところについては、ある程度指摘をしておいた方が、提案も出

やすいと思いますし、そのような提案を出してもらうために公募するということもあります。説明会の資料は基本的には募集要項を読み上げるという形が基本になると思います。その時に、例えば利用状況なども含めて参考資料とするなど、HPに載っているといえは載っていますが、なかなかすべて見切れないと思いますので、そういうところを担当課から少しアドバイスまではいかなくとも示唆するというか、情報提供をするというのは、良い方法かなという気がします。

ちなみに稼働率とか先ほど122%というところで、団体のカウントにしていますと「しおさい南湖」のところでおっしゃっていましたが、これは・・・

(山本副委員長)

同じときに、いくつもの団体が一緒にそこで利用をしているからということですね。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

そのとおりです。

(山本副委員長)

例えば、カラオケの会と踊りの会が一緒になってという場合は200%の利用とカウントしているということです。

(藏田委員長)

先ほどの実態のデータは、指定管理の公募の段階でいうと、やはり既存の現指定管理者が、どうしても情動的には有利になります。有利になるということは、それだけ頑張っている仕事をされているので良いことですが、要は良い提案を求めるためには、公平に必要な情報、もしくは、市として、これは伝えておいた方が良いと思うものについては、積極的に情報を出してあげないと、膨大な資料を限られた時間で見ても、ポイントを掴むことはなかなか至難の業です。モニタリングの報告書もそうかもしれませんし、その中に見えている課題というものはできる範囲でしっかりと明示した方が、良いかなという気はします。

(池内委員)

そうですね。良い方法だと思います。

(藏田委員長)

山本委員のご意見にも重なりますが、担当課として、年4回のモニタリングを通じて、定性的な問題が見えていると思います。現指定管理者が次に続けるにしても改善していただく

必要があることだと思います。しっかりとその課題、改善し皆さんでもらいたい点について、利用率もこの数字以上にしっかりと見れば、もっといろいろな問題や可能性があると思いますので、そういった意味での情報提供もしていただいた方が良いという気はします。

他にいかがでしょうか。

(池澤委員)

先ほどの説明で聞き逃してしまったので教えてもらいたいのですが、避難所として、利用するご協力をいただいていますとおっしゃったと思うのですが、具体的には一時避難という意味ですか。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

「萩園いこいの里」につきましては、水防の関係から、大雨の時の早期避難所ですとか、あるいは状況によっては避難所ということで、公共施設ですので、利用しています。

(池澤委員)

そうすると、今回の採点では、そういったご協力いただいている点に関しては、加味しようがないですね。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

そうですね。おっしゃるとおりです。我々としては、公共施設ですので、その辺りは市のいろいろな施策にご協力いただくということで、指定管理者の裁量とは別の話になるのかなと思います。

(池澤委員)

責任問題とか出てくるのが実際にはあろうかと思いますが、ご協力的なことは構わないと思いますが、出来る限り受けた側と市側の責任分担みたいなものは、今後明確にしておかないといけないという面もあるのかなという気がして心配した次第です。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

指定管理者に居てくださいというお願いではありません。市の配備職員が施設に伺って、基本的には市民や避難されてきた方について、市の職員が対応している状況です。しかしながら、施設の管理は指定管理者にお願いしておりますので、例えば、鍵の開け方などで、いろいろとご協力をいただいているという状況です。

(池澤委員)

正直にいきますと、公共施設で、夜の9時、夏場は特に9時半までというのはなかなかないと思います。私の居る千葉県でもこのような事例はないと思います。立地場所にもよるのですが、防災、防犯という観点からもこのような施設が開いているというのは、利用するだけでなく、あるということだけで安全面、安心面も周辺住民にとってはあるという面も一方ではあるのかもしれませんが。そういった付加価値等も実はあるのだということ、指定管理者と市がいかに防災も含めて、連携していくかという新しい機能も創出していくようにしていくと、地域にとっての宝のような施設になっていくのかなと思いますので、委託、受託の関係ではなく、そういったパートナーシップがしっかり築けていけると非常に素晴らしいなと思います。

(藏田委員長)

他にございますでしょうか。よろしいですか。

では、以上で協議は閉じさせていただきます。議題2については、議題1での修正点も踏まえて、同じように評価項目や様式も含めて、修正をいただくということですので、引き続き事務局にはお手数をおかけしますが、企画経営課と連携しながら、仕上げただければと思います。ありがとうございました。それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3「その他」について事務局からありますでしょうか。

議題3「その他」

(事務局) (渡邊主任)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、平成28年10月3日より、公募を開始いたします。本日、委員の皆様方からたくさんご指摘いただいておりますので、そちらにつきましては、資料に反映させた上、決裁の上公募を開始いたしますのでよろしく願いいたします。合わせまして委員の皆様には修正したものを送りさせていただきます。

また、本日ご審議いただきました案件に関する次回の指定管理者選定等委員会につきましては、11月14日(月)に開催し、公募型プロポーザルに係る書類及び面接審査を行っていただきます。

なお、応募者が4者以上であった場合には、11月14日は書類審査のみを行う選定等委員会として開催し、その評価点の高かった上位3者について、後日、面接審査を実施します。詳細につきましては、開催通知にてご案内させていただきます。

また、臨時委員以外の委員の皆様におかれましては、第6回指定管理者選定等委員会、

第7回指定管理者選定等委員会が10月27日、10月28日に予定されており、非公募の地域集会施設及び子どもの家、老人憩の家浜須賀会館の評価をおこなっていただく会議となっております。非公募案件にかかる公開・非公開については、申請書類を確認の上、決定いたしますが、今のところ公開で行うことを予定しています。

最後に事務連絡となりますが、事前に御案内させていただいておりますが、本日お車でお越しの方は事務局にて確認印を押させていただきますので、委員会終了後お声がけください。以上です。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

あともう1点よろしいでしょうか。先日の第4回指定管理者選定等委員会において、委員の皆様よりご指摘いただきました点に関する対応について、説明させていただきます。

まず、池内委員よりホームページでの周知に関するご意見をいただきました。そちらについては、近日中にホームページ上の「指定管理者の指定」のページに施設所管課の施設のページのリンクをはるように対応させていただきたいと考えております。

また、池澤委員より、事業計画書を作成するにあたっての注意書きなどについて、図や表を用いるなどわかりやすいような工夫をしていただけるようにというご意見をいただきました。そちらについては、募集要項に追記するとともに、様式集の表紙にも記載させていただく対応を取らせていただきたいと考えております。修正した募集要項につきましては、確定し次第委員の皆様へ送付させていただきます。

(藏田委員長)

委員の皆様から、その他何かございますでしょうか。

ないようでしたら、以上を持ちまして、平成28年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 池内 忠弘